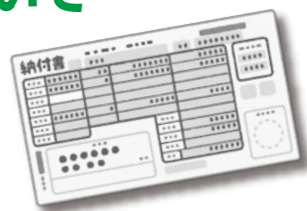


令和3年度 町民税・県民税 税額決定について

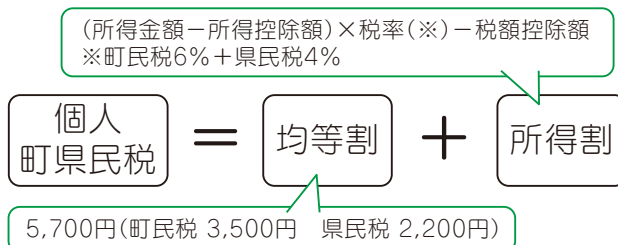
令和3年度の個人町県民税の年税額が決定いたしましたので、6月中旬に発送する「町民税・県民税 税額決定・納税通知書」にて通知します。

給与もしくは公的年金から個人町県民税が天引きされる方は「特別徴収税額の決定通知書」にて通知します。なお、給与から個人町県民税が天引きされる方につきましては、勤務先を通じて交付されます。



●税額の計算

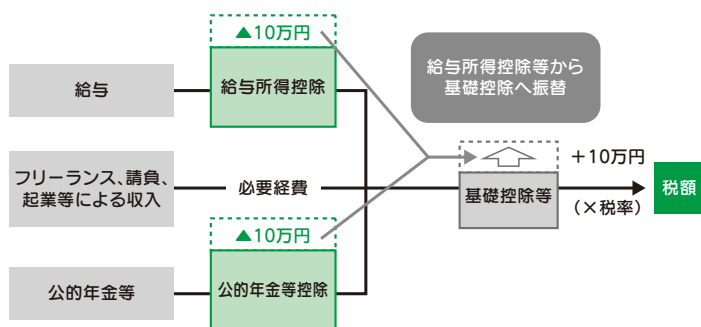
個人町県民税は、一定の所得金額を超える方に定額で課税される均等割額と所得金額に応じて課税される所得割額の合計です。



令和3年度 町県民税の主な税制改正について

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- ・下図のとおり、どのような所得にでも適用される基礎控除に10万円振替(引き上げ)られます。振替に伴い、同一生計配偶者等の合計所得要件がそれぞれ10万円ずつ引き上げられます。



同一生計配偶者等の合計所得要件

	前年の合計所得金額	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
勤労学生控除	75万円以下	65万円以下

② 給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与等の収入金額が850万円超の方は給与所得控除の上限額(195万円)が適用されます。

③ 所得金額調整控除の創設

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合は、給与所得控除の見直しによる税負担が増加しないようにするため、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

①本人が特別障がい者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得の金額と公的年金所得に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合は、基礎控除への振替による税負担が増加しないようにするため、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

所得金額調整控除額 = (給与所得の金額(※) + 公的年金所得に係る雑所得の金額(※)) - 10万円
(※) 10万円を超える場合は10万円

④ 基礎控除の見直し

- 基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円超の場合は合計所得金額に応じて3段階で減少し、2,500万円超の場合は適用外となります。

基礎控除額一覧

合計所得金額	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	0円	

※前年の合計所得が2,500万円超の方(基礎控除が適用されない方)は調整控除も適用外となります。

⑤ 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- 公的年金等収入が1,000万円超の方は公的年金等控除の上限額(195万円5千円)が適用されます。また、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。

⑥ ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

- 婚姻歴や性別に関わらず、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除(控除額30万円)」が適用されます。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設定されます。
- 住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。

ひとり親控除・寡婦控除の町県民税に係る所得控除額(万円)

本人が女性

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
扶養親族	有	子	30	-	30	-	30
		子以外	26	-	26	-	-
	無		26	-	-	-	-

本人が男性

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
扶養親族	有	子	30	-	30	-	30
		子以外	-	-	-	-	-
	無		-	-	-	-	-

⑦ 非課税の範囲の改正

- 町県民税が課税されない方
障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
※生活保護法による生活扶助を受けている方の非課税措置は従来どおりです。
- 均等割が課税されない方
前年中の合計所得金額が「28万円×(本人+同一生計配偶者及び扶養人数)+27万円」以下の方
※ただし、同一生計配偶者及び扶養している親族がない場合は「38万円」以下の方
- 所得割が課税されない方
前年中の合計所得金額が「35万円×(本人+同一生計配偶者及び扶養人数)+42万円」以下の方
※ただし、同一生計配偶者及び扶養している親族がない場合は「45万円」以下の方

詳細については町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎(56)9122